

# 兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

監査委員公告		ページ
○ 包括外部監査の結果に係る措置結果について .....		1

## 監 査 委 員 公 告

### 包括外部監査の結果に係る措置結果について

令和2年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が令和3年3月19日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和3年3月31日

兵庫県監査委員

北 野 実  
藤 川 泰 延  
四 海 達 也  
しの木 和 良

令和2年3月31日付け包括外部監査報告に係る措置

健康福祉部（福祉部長所管）が所管する事業に関する財務事務の執行及び事業管理並びに出資団体の経営管理について

外部監査人の指摘事項及び意見	対応及び改善策
<p>1 健康福祉部が所管する事業</p> <p>(1) 市町からの補助金申請書に対する審査方法について</p> <p>有効な審査方法が継続して実施されるために、審査方法について文書によりルール化する必要がある。(意見)</p>	<p>既存の審査マニュアルに、担当者が個別に行っていたチェック方法を追加したことにより、審査方法の継続性、統一性を確保している。</p>
<p>(2) 補助基準額について</p> <p>少子化対策として多子家庭の増加は重要であり、競争力を強化して近隣他府県への流出を防止するためにも多子家庭への手厚いサポートが必要である。(意見)</p>	<p>令和元年度に幼児教育・保育の無償化実施に合わせ、無償化の対象とならない0～2歳の第2子以降に対する補助基準額を拡充したが、今後も近隣他府県への流出を防止すべく、多子世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進していく。</p>
<p>(3) 当初予算と執行額との乖離について</p> <p>予算に計上している事業について、中止及び延期となっている原因を確認したうえで、計画事業が適切に実施されるよう当初予算と執行額の乖離が小さくなるよう働きかけることが重要である。(意見)</p>	<p>当初予算は、市町における事業実施に対し、県予算の不足が原因で支障が生じないよう、市町の事業計画をもとに編成している。</p> <p>本県においては着実に事業実施がなされるよう、市町における地元との調整不足や資材・人材不足による入札不調等により予算の執行状況が低い状況にあるため、地元との調整を密にするなど、事業者が応募しやすい環境づくり等市町への指導・助言を引き続き実施していく。</p> <p>なお、事業中止、延期等は事後に生じる要因であり想定できないものであることから、予算額に乖離が生じる場合は、予算補正を行い補正後予算額との乖離が生じないよう対応している。</p>
<p>(4) 耐震改修状況について</p> <p>耐震診断及び耐震改修を所有者の判断に委ねるだけでなく、定期的に状況を確認し、早急に保育施設の耐震性に対する不安が解消するよう兵庫県から積極的に働きかける必要がある。(指摘事項)</p>	<p>耐震化については、建築物の所有者に一義的な努力義務があることを踏まえつつ、耐震化整備に係る補助事業について積極的な周知を行う等により、耐震化が進むよう働きかけていくとともに、市町へも積極的に予算化するよう要請していく。</p>
<p>(5) 保育定員弾力化緊急支援事業の実施状況について</p> <p>3年間限定の県単独の緊急支援事業であることから、市町や事業者にあまり負担を求めずに実施する方法も検討する必要がある。(意見)</p>	<p>当該事業は、国の「子育て安心プラン」に掲げる令和2年度末までの待機児童解消に対する目標達成のための本県における同年度までの緊急対応時業であるが、2年4月1日時点においても県内待機児童数は依然として高水準にあることから、今後、事業継続と合わせ実施方法を検討していく。</p>

<p>(6) 処遇改善等加算の認定事務について                  処遇改善等加算に係る県職員の認定事務量が膨大であり、また、県が認定事務を実施しているのであれば県の2次審査における客観性が十分ではないと思われる。したがって、認定事務作業は各市町に委任し、県は各市町が実施した1次審査結果に対して客観性をもって2次審査するという流れに変更すべきだと考えられる。(意見)</p>	<p>処遇改善等加算に係る認定事務・権限については、令和2年度より県から各市町に委譲することが可能となったため、各市町へ委譲を進めていく。</p>
<p>(7) 補助金内示の選定理由の開示について                  国による補助先の選定理由を把握することが業務の効率性に資すると考えられるため、国に対して情報提供を依頼し、選定理由を事業者と共有することが必要である。(意見)</p>	<p>引き続き国に対する要望活動を継続し、事業者に対しても丁寧な情報提供に努めていく。</p>
<p>(8) 補助対象施設からの報告書類の審査方法について                  現状の審査方法は主に前年度までの情報を重視した方法となっているため、長期にわたる集計誤りや不正な報告を発見できない可能性があるため、早期に発見可能な審査方法を構築することが望ましい。(意見)</p>	<p>今後、補助事業者に対する実地調査を実施し、申請内容の確認体制について検討を進める。</p>
<p>(9) 市町からの報告書に対する審査方法について                  介護給付費負担金実績報告書に対する査閲作業についての個人差を解消し、当該業務が効果的かつ効率的なものとするために、チェックリストの使用・保管に対する内部統制を整備する必要がある。(意見)</p>	<p>介護給付費負担金の査閲作業の個人差をなくすため、次の取組を行っている。                  ①これまでのエラー実績を踏まえた県独自のヒアリング用のチェックリストを作成し、各担当者に事前に説明した上でヒアリングを実施                  ②ヒアリングで使用したチェックリストを実績報告書とともに保管                  ③新たに発生したエラー等を踏まえ、チェックリストを更新</p>
<p>(10) 生活保護費等弁償金の収入未済について                  規程の厳格な運用により、回収困難な債務者とその他の債務者とを明確にすることで回収交渉の実効性と効率性を高め、回収額及び回収率を向上していくことが望まれる。(意見)</p>	<p>金融機関等の財産調査を定期的を実施し、債務者の支払能力の判定や強制執行の対象財産を把握する。支払能力のある債務者については、催告を行い、必要に応じて法的措置も検討する。</p>
<p>(11) 年金等無申告による不正受給について                  年金事務所との連携方法を工夫することにより、生活保護受給者を対象にした年金受給の有無やその額を県側が効率的に把握できる仕組みを構築し、年金収入者による不正受給の発生を防止するべきである。                  なお、令和元年10月30日より本格運用開始された、マイナンバー制度における情報連携を活用し、生活保護受給者の年金情報を把握することも有効な方法だと考えられる。(指摘事項)</p>	<p>年金受給の有無を把握するため、福祉事務所において、引き続き、一定の年齢以上(概ね60歳以上)の被保護者の年金加入状況について一覧表を作成し的確に管理していく。                  なお、年金受給の有無の把握にあたり、マイナンバー制度による情報連携で、受給権発生年月日、年金支給開始年月日、年金支払年月日及び年金支払額等が確認可能であることから、積極的に活用していく。情報把握も積極的に活用していく。</p>

<p>(12) 交付に関する審査の適切性について                  保育所が県へ提出した申請書に「経験年数」が空欄となっているものがあり、補助要件を満たしているかの判断を適切に実施できていない。県は申請者に対して申請書様式に従った記載を求めるとともに、申請者が「経験年数」についても要件を満たしていることを確かめる必要がある。(指摘事項)</p>	<p>補助要件の確認は、同要件である施設型給付等における処遇改善加算の認定の際に実施していたところであるが、当該事業の交付申請及び実績報告時においても複数人で内容確認を徹底する等チェック体制を強化し、申請書様式に従った記載を求めていく。</p>
<p>(13) 交付金の目的を達成しているかの確認                  県に提出されている事業計画書等の資料では、保育従事者への処遇改善状況を確認することができないため、県は保育所等に交付金がどのように使用されているかの報告及び裏付け資料を求める等により処遇改善状況を確認するべきである。(意見)</p>	<p>当該事業の執行において、県と保育事業者が直接的にやり取りしており、事務量は膨大となっているが、より適正な補助事業の執行を図るため、その効率性と有効性を勘案しながら、計画的に一部の施設を対象として、目的に沿った支出が適切になされているか根拠資料を確認する等、審査方法について検討する。</p>
<p>(14) 保育所等からの申請書に対する審査方法について                  県に提出されている事業計画書等の申請書類について、内容の根拠となる証憑の確認までは実施しておらず、補助金の不正受給が行われた場合に十分に発見できる仕組みとなっていないため、有効性と効率性を勘案した上で一部の施設を対象として根拠資料を確認する等、不正を発見可能な審査方法を構築する必要がある。(意見)</p>	
<p>(15) 潜在保育士の活用について                  保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の職場復帰が急務であり、処遇改善や勤務環境の改善への取組が必要である。(意見)</p>	<p>当該事業において、国の給与改善の対象外となる中堅保育士にも技能や経験に応じた処遇改善を行っていく。                  また、3歳児担当保育士の配置改善、給食の配膳や寝具の準備等を行う保育補助者に対する配置支援、子ども達の登園管理をICTで行うことに対する補助等により保育士の業務負担軽減を支援しており、今後も保育の実施主体である市町とともに、保育士の就業促進等に向けた取組を進めていく。</p>
<p>(16) こども家庭センターの職員数不足について                  こども家庭センターの職員の増員を図ってきたものの、児童虐待対応件数が急増しており一人当たりの負担が増加しているため、各案件に十分な対応が出来るような体制とする必要がある。(意見)</p>	<p>急増する児童虐待件数に対応するため、児童福祉法施行令に定める児童福祉司配置標準を目標に児童福祉司職の計画的採用等により児童福祉司の増員を図っていく。</p>
<p>(17) 一時保護所の定員数不足について                  兵庫県が所管する一時保護所は1ヶ所のみであり、また、十分な定員数が確保されていない。虐待された児童を安全に保護するために、県内の各地域に一時保護所(一時保護委託先)を確保する必要がある。(意見)</p>	<p>令和2年度に開催している「一時保護所のあり方検討部会」において、一時保護所の規模や機能、住環境等、今後の本県の一時保護所のあり方を検討していく。</p>

<p>2 健康福祉部が所管する出資団体                  兵庫県社会福祉協議会が実施する生活資金貸付金制度について                  貸付金の原資である国庫補助金等特別積立金191億円のうち、貸付金制度として利用されているのは84億に留まっているため、今後、生活困窮者に対するセーフティネットとして、より多くの必要な者に対して運用される必要がある。(意見)</p>	<p>資金を必要とされている方が貸付を受けられるよう、今後も生活困窮者支援に係る関係機関を通じて、一層の周知に努める。また、今後国から示される原資の保有基準を踏まえ、基準を超過する原資については返還を検討する。</p> <p>なお、令和2年度は、2年3月から開始した新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例貸付の貸付申請が殺到していることにより、貸付原資は特例貸付のための追加原資を含めても、相当減少することが見込まれている(2年8月末時点の特例貸付貸付決定額 約188億円)。</p>
--	---